

旭川市議会に係るハラスメント実態調査アンケート要領

1 アンケートの目的

旭川市議会における議会改革の一環として、ハラスメント防止の取組を進めていくに当たり、今後の検討材料とするため、議員と議員の間又は議員と職員の間におけるハラスメントの実態を把握することを目的とします。

2 アンケートの対象者

旭川市議会議員と、業務上議員と接触する機会が多い次の市職員を対象とします。

- ・課長補佐職以上の職員（市立旭川病院の医師、看護師等の医療技術者を除く。）
- ・令和5年度末で60歳となり管理職を役職定年となった職員
- ・議会事務局職員

なお、アンケートへの回答は任意であり、匿名による回答とします。

3 アンケートの実施期間

令和6年6月24日（月）から7月12日（金）まで

4 アンケートの回答方法

パソコン又はスマートフォンにて別紙QRコードを読み取る、またはURLを入力し電子申請フォームに入り、各質問に対する回答を記入してください。

5 ハラスメントについて

回答に当たっては、次を参考にしてください。

(1) パワーハラスメント（パワハラ）

- ・優越的な関係を背景とした言動であって、
 - ・業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ・本人の就業環境が害されるものであり、
- 上記3つの要素をすべて満たすもの。

(2) セクシュアルハラスメント（セクハラ）

本人の意に反する「性的な言動」により、不利益を受けたり、就業環境が害されるもの。

(3) モラルハラスメント（モラハラ）

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせること。

(4) マタニティハラスメント（マタハラ）

妊娠又は出産に関する制度等の利用に関する言動や，妊娠又は出産に関する言動により，就業環境が害されるもの。

6 アンケート結果の取扱いについて

回答内容は限定されたアンケート集計担当者（議会総務課職員）のみが集計を行い，回答者が特定されることや，アンケートの回答内容を理由に不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

集計結果は報告書としてまとめ，庁内掲示板及び市議会のホームページにて公開します。なお，本アンケートは特定の事実や個人を追及するために行うものではありません。したがって，回答内容に個人名，部署名等の具体的名称が記載されていた場合，公表の際は名称を伏せさせていただきます。また，回答内容に基づく追加調査を行うことはありません。